令和元年第４回　飯塚市議会会議録第６号

　令和元年９月２６日（木曜日）　午前１０時００分開議

○議事日程

日程第２４日　　９月２６日（木曜日）

第１　常任委員会委員長報告

１　総務委員長報告（質疑、討論、採決）

　　（１）議案第 ９９号　令和元年度飯塚市一般会計補正予算(第３号)

（２）議案第１０１号　地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

　　（３）議案第１０２号　飯塚市土地開発公社の解散に伴う関係条例の整備に関する条

　　　　　　　　　　　　　例

　　（４）議案第１０３号　飯塚市監査委員条例の一部を改正する条例

　　（５）議案第１０４号　飯塚市会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する

条例

　　（６）議案第１１３号　契約の締結(穂波庁舎大規模改修工事)

（７）議案第１１５号　土地の取得(目尾地域開発事業敷及び飯塚駅前広場整備事業

 用地敷

　　（８）議案第１１８号　指定管理者の指定(いいづかスポーツ・リゾート)

　　（９）議案第１２１号　新市建設計画の一部変更

　　（10）議案第１２３号　専決処分の承認(令和元年度飯塚市一般会計補正予算(第２

号))

２　福祉文教委員長報告（質疑、討論、採決）

（１）議案第１０８号　飯塚市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条

　　　　　　　　　　　例

（２）議案第１１９号　指定管理者の指定(飯塚市庄内生活体験学校)

３　協働環境委員長報告（質疑、討論、採決）

（１）議案第１０６号　飯塚市ふるさと応援基金条例

（２）議案第１０７号　飯塚市都市公園体育施設条例及び飯塚市体育施設条例の一部

を改正する条例

（３）議案第１０９号　飯塚市印鑑条例等の一部を改正する条例

４　経済建設委員長報告（質疑、討論、採決）

（１）議案第１００号　令和元年度飯塚市工業用地造成事業特別会計補正予算(第１

号)

（２）議案第１０５号　飯塚市森林整備基金条例

（３）議案第１１０号　飯塚市庄内温泉筑豊ハイツ条例の一部を改正する条例

（４）議案第１１１号　飯塚市公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

（５）議案第１１２号　飯塚市水道事業給水条例の一部を改正する条例

（６）議案第１１４号　飯塚市土地開発公社の解散

（７）議案第１１６号　財産の処分(山倉)

（８）議案第１１７号　土地の処分(鯰田工業団地)

（９）議案第１２０号　指定管理者の指定期間の変更(庄内温泉筑豊ハイツ)

（10）議案第１２２号　市道路線の認定

（11）認定第　１３号　平成３０年度飯塚市水道事業会計決算の認定

（12）認定第　１４号　平成３０年度飯塚市工業用水道事業会計決算の認定

（13）認定第　１５号　平成３０年度飯塚市下水道事業会計決算の認定

（14）認定第　１６号　平成３０年度飯塚市立病院事業会計決算の認定

（15）請願第　　１号　「飯塚市所有の鉱業権（山倉、綱分地区）」に関する請願

第２　平成３０年度決算特別委員長報告（質疑、討論、採決）

１　認定第　１号　平成３０年度飯塚市一般会計歳入歳出決算の認定

２　認定第　２号　平成３０年度飯塚市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定

３　認定第　３号　平成３０年度飯塚市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定

４　認定第　４号　平成３０年度飯塚市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認

　　　　　　　　　定

５　認定第　５号　平成３０年度飯塚市住宅新築資金等貸付特別会計歳入歳出決算

の認定

６　認定第　６号　平成３０年度飯塚市小型自動車競走事業特別会計歳入歳出決算

の認定

７　認定第　７号　平成３０年度飯塚市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の

認定

８　認定第　８号　平成３０年度飯塚市地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算の

認定

９　認定第　９号　平成３０年度飯塚市駐車場事業特別会計歳入歳出決算の認定

10　認定第１０号　平成３０年度飯塚市工業用地造成事業特別会計歳入歳出決算の

認定

11　認定第１１号　平成３０年度飯塚市汚水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定

12　認定第１２号　平成３０年度飯塚市学校給食事業特別会計歳入歳出決算の認定

第３　人事議案の提案理由説明、質疑、討論、採決

１　議案第１２４号　人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めること

２　議案第１２５号　人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めること

３　議案第１２６号　人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めること

４　議案第１２７号　人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めること

５　議案第１２８号　人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めること

第４　議員提出議案の提案理由説明、質疑、討論、採決

１　議員提出議案第７号　主要農作物種子法に代わる福岡県の独自条例制定を求める

意見書の提出

２　議員提出議案第８号　高齢者の安全運転支援と移動手段の確保を求める意見書の

提出

３　議員提出議案第９号　太陽光発電の適切な導入に向けた制度設計と運用を求める

意見書の提出

第５　報告事項の説明、質疑

１　報告第２９号　専決処分の報告(市道上の車両損傷事故に係る損害賠償の額を定

めること及びこれに伴う和解)

２　報告第３０号　専決処分の報告(車両損傷事故に係る損害賠償の額を定めること

及びこれに伴う和解)

３　報告第３１号　平成３０年度 健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率の報

　　　　　　　　　告

第６　署名議員の指名

第７ 閉　会

○会議に付した事件

　議事日程のとおり

○議長（上野伸五）

　これより本会議を開きます。常任委員会に付託していました「議案第９９号」から「議案第１２３号」までの２５件、「認定第１３号」から「認定第１６号」までの４件、及び「請願第１号」、以上３０件を一括議題といたします。総務委員長の報告を求めます。２３番　瀬戸　光議員。

○２３番（瀬戸　光）

総務委員会に付託を受けました議案１０件について、審査した結果を報告いたします。

「議案第９９号　令和元年度飯塚市一般会計補正予算（第３号）」については、執行部から、補正予算書に基づき補足説明を受け、審査いたしました。その審査の過程で、配付しておりますとおり、委員から、歳入、１８款　財産収入、１項　財産売払収入のうち、「議案第１１６号　財産の処分（山倉）」に係る鉱業権売払収入、５７２０万円及び関連する市有土地売払収入、２８０万円を削除し、２０款　繰入金、１項　基金繰入金のうち、財政調整基金繰入金を６千万円増額し、５億７８６３万４千円とする修正案が提出され、採決を行った結果、修正案及び修正部分を除く原案については、全会一致で、いずれも可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第１０１号　地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例」及び「議案第１０４号　飯塚市会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例」、以上２件については、関連があるため一括議題とし、執行部から、議案書に基づき補足説明を受け、審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、会計年度任用職員の導入により、市の財政負担はどれくらい増加するのかということについては、現在の臨時職員及び嘱託職員数で試算したところ、年間約８７００万円の増加が見込まれるという答弁であります。

次に、制度導入までのスケジュールはどのように考えているのかということについては、１０月以降に各課の所属長及び任用担当者、現在配置されている非常勤嘱託職員及び臨時職員に対する説明会を順次開催し、来年１月以降にホームページ等を通じて会計年度任用職員の募集を開始するという答弁であります。

次に、会計年度任用職員にも人事評価制度を導入するのかということについては、服務規律や勤務態度などを評価項目とした人事評価制度の導入を検討しているという答弁であります。以上のような審査の後、本案については、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第１０２号　飯塚市土地開発公社の解散に伴う関係条例の整備に関する条例」及び「議案第１０３号　飯塚市監査委員条例の一部を改正する条例」、以上２件については、執行部から、議案書に基づきそれぞれ補足説明を受け、審査した結果、いずれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第１１３号　契約の締結（穂波庁舎大規模改修工事）」については、執行部から、議案書に基づき補足説明を受け、審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、入札参加業者５者のうち、１者が辞退しているが、さきの委員会で指摘していた入札辞退に対する罰則規定等の検討は行ったのかということについては、現在内部で協議しており、年度内には一定の方向性を見出したいという答弁であります。

次に、本工事は総合評価方式で入札を行っているが、どういった点を評価したのかということについては、３つの分類に分け、本工事に対する施工計画、企業の技術力、配置を予定される技術者の技術力で評価しているという答弁であります。

次に、それぞれの評価内容はどのようなものかということについては、施工計画は、品質の管理及び安全性の２項目で評価するもので、業者から４００字以内での文書による提案を受け、県が出資している公益財団法人福岡県建設技術情報センターに採点の委託を行い、その採点結果をもとに業者選考委員会で諮り、決定している。企業の技術力及び配置予定技術者の技術力については、資格や実績の有無などの客観的な指標であり、契約課内で採点しているという答弁であります。以上のような審査の後、本案については、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第１１５号　土地の取得（目尾地域開発事業敷及び飯塚駅前広場整備事業用地敷）」については、執行部から、議案書に基づき補足説明を受け、審査いたしました。その質疑応答の主なものとして、市が土地開発公社から取得した後は、利息は発生しないのかということについては、土地開発基金で保有することになるが、土地開発公社を解散する一つの理由として、簿価をこれ以上、上げる必要がないだろうということもあり、利息はかけないように考えているという答弁であります。

この答弁を受け、土地開発公社を解散するにあたっての措置ということは理解するが、せっかくの財産であり、運用方法を十分考えるべきであるとの指摘がなされました。以上のような審査の後、本案については、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第１１８号　指定管理者の指定（いいづかスポーツ・リゾート）」については、執行部から、議案書に基づき補足説明を受け、審査いたしました。その質疑応答の主なものとして、本施設はＤＢＯ方式により、設計、施工及び維持管理・運営を一体的に行うこととしているが、指定管理の開始以降、設計業者及び施工業者はどのようにかかわっていくのかということについては、プロポーザルで事業者を選定した際に、基本協定書により３者の今後の運営方法までを決定しているが、設計業者及び施工業者については、運営に関する部分では関わることはないという答弁であります。

次に、設計及び施工を原因とする瑕疵により損害が発生した場合の保証はどのようになっているのかということについては、それぞれの契約において明記しているという答弁であります。以上のような審査の後、本案については、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第１２１号　新市建設計画の一部変更」については、執行部から、議案書及び提出資料に基づき補足説明を受け、審査した結果、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第１２３号　専決処分の承認（令和元年度飯塚市一般会計補正予算（第２号））」については、執行部から、補正予算書に基づき補足説明を受け、審査した結果、承認すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、審査結果の報告を終わります。

○議長（上野伸五）

　総務委員長の報告に対して質疑を許します。質疑はありませんか。

　（「なし」と呼ぶ者あり）

　質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

日本共産党の川上直喜です。私はただいまの総務委員長報告のうち、議案第９９号について、修正案に賛成、議案第９９号原案、さらに議案第１０１号、第１０４号及び第１１８号について、反対の立場から討論を行います。

まず、「議案第９９号　令和元年度一般会計補正予算（第３号）」修正案は、本市が関の山に所有する鉱業権と市有土地を、関の山鉱山株式会社に売却して得ようとする売却益、鉱業権５７２０万円、市有土地２８０万円を削除するものであります。この予算計上の原因は、不動産売買仮契約書（鉱業権）と不動産売買仮契約書（土地）であります。鉱業権については、仮契約書第１条（総則）において、関の山鉱山株式会社が経済産業大臣の許可を受けることが、契約成立の条件となっています。土地については、仮契約書第１０条（契約の承認）において、鉱業権が移転した日から本契約として認められるとしています。つまり、議案第１１６号の鉱業権売却議案が可決されて本契約になり、さらに経済産業大臣の許可を受けると、自動的に土地も関の山鉱山株式会社のものになり、石灰石の採掘が始まるという仕掛けであります。

私は６月定例会の一般質問で、「関の山の石灰岩採掘と住民被害について」をテーマに質問し、市は、国が認めてきた着手延期理由にある地元について、入水と山倉であるとはっきり答え、地元合意がなければ鉱業権と土地は売却しないと重ねて表明しました。その後、地元住民の合意がないことは明らかなのに、売却議案が９月定例会に提出されかねない重大事態だと判断し、市長に市長応接室で面会し、売却議案を提出すべきではないと申し入れたのが８月２１日火曜日であります。この２つの仮契約を結んだのは８月２３日金曜日、この仮契約締結の事実を市は、その日夜行われた山倉公民館での説明会で公表しませんでした。土日を挟んで８月２６日月曜日には正副議長及び議会運営委員会正副委員長に対する説明があったはずですが、８月２７日火曜日、９月定例会提出議案審査をどう進めるかを検討する議会運営委員会でも、２つの仮契約書は資料として提出されなかったのであります。私は、あえて情報開示請求で入手し、ＳＮＳで市民に発信するとともに、市議会議員全員に情報として届けさせていただいたわけであります。

この土地、山倉１番は、１９１４年、大正３年に庄内町が地元住民から贈与を受けたものであります。１９８２年、昭和５７年に水源涵養の必要があって保安林に設定されております。安易な解除は認められないのであります。

この鉱業権は、「石炭鉱業の不況による地域産業の衰退の防止及び鉱物の開発による町政振興の補完を行う」ということで、昭和３７年庄内町議会６月定例会で議決を受けて、国へ鉱業出願申請を行い、翌年３月５日に許可を受け、４月１１日に正式に鉱業権が登録されています。かかった費用は２鉱区で９千円との説明であります。事業着手延期許可申請を、昭和４８年までは「資金難のため」として許可期間１年で毎年更新、平成２４年までは「採算が取れる状況にないため」として許可期間２年を２年ごとに更新、平成２４年１月の改正鉱業法施行後の９月１日から今日までは、「経理的基礎、技術的能力、十分な社会的信用を有し、上記の課題、つまり粉じん、騒音、振動や家庭用飲料水及び農業用水としての水源の枯渇など、近隣の地域住民の生活環境にさまざまな問題が生じている状況を完全に解決する事業者であり、地元住民の合意が得られる事業者があらわれれば、本鉱業権について移転を認めざるを得ないと考えている」として、許可期間２年を２年ごとに更新してきました。きょう２０１９年、令和元年９月２６に至るも地元住民の合意の得られる事業者はあらわれていないことは、鉱業権と土地の譲渡に反対する入水自治会と山倉自治会の自治会長連名の市長宛て要望書、議長宛て請願が出ていることからも明らかであります。

本市の自然環境保全条例は、第１条（目的）で、「自然環境の変化が市民の生活環境に対する不安を招いている現状に鑑み、市と市民が連携して、自然環境に重大な影響を及ぼす事業活動を未然に防止することにより、自然環境を保全し、もって安全な生活環境を守ることを目的とする」と書いています。市と市民が連携してと書いているわけです。ところが、この２人の自治会長からの要望書を８月２８日に受け取った市長は、みずからは８月２７日、議運での発言にも違反して、自治会長や住民から直接話を聞きもせずに、９月５日に地元説明会で合意が得られなかったと判断したのか、翌６日付要望に対する回答で、あくまで売却を理解せよという内容の回答書をつくり、９月７日土曜日に担当課長に持って行かせたのであります。ここには、地元住民の合意が条件とした住民や国、市議会との関係がどうなってもかまわないという、極めて傲慢な姿勢さえ見えるのであります。

この土地を庄内町に寄附した中には、関の山をずっと守ってほしいとの思いが込められているのではないでしょうか。庄内町が地元住民の共有財産を預かり、さらに鉱業権を設定し合法的に更新を繰り返して、関の山を守り続けてきたことは、庄内の心の拠り所、文化、教育、そして生産活動にかかわる環境を全て守る上で大きな役割を果たしてきました。鉱業権と土地所有に関する国の説明は、土地所有者の同意がなければ採掘はできないと明確になっています。これは、私自身も永末雄大議員と一緒に、地元の皆さんと九州経済産業局に行って、担当の職員から明確に繰り返し確認して聞いてきております。一方、先ほど紹介しました片峯市長名の両自治会長宛ての回答文書、９月６日付ですけれども、その中に別紙がありまして、各項目における飯塚市のこれまでの説明内容ということで、３点あります。その３点目に、この鉱業権と土地所有についての言及があるわけです。先ほど、土地をきちんと持っていれば、その承諾がなければ採掘できないというふうに、国が言っているというふうに申し上げましたけれども、片峯市長は違う見解を持っているわけですね。市が土地を売却しない場合でも、鉱業法第１０４条の規定により、他人の土地を使用することができるため、市が土地を売却しない場合でも採掘できる可能性があると考えておりますと言うんですよ。鉱業法を司るのは、国であります。飯塚市長ではありません。その国が明確にできないと言っているものを、可能性が残ると言うのは不思議でしょう。なぜ、飯塚市長が可能性が残る、あると考えるかというと、答えは、その下に書いてあります。

それは、あわせて当該地は、鉱業法の趣旨である鉱物資源の合理的開発により公共の福祉に寄与することを理由に、適切な鉱業権者からの、これは、関の山の関の山鉱山株式会社のことにほかなりませんけれども、売却申請があった場合は、こう言っているんです。行政として法の趣旨に協力する必要があると考えておりますと言うわけです。これは鉱業法との矛盾なんですね。つまり、市の土地の採掘を認めなければ阻止できるのに、相手が採掘したいと言っているんだったら、協力せざるを得ないと。自分が判断しますということを言っているわけです。だから、採掘できる可能性というのはどこにあるかというと、片峯市長の頭の中にあるというふうに断ぜざるを得ないと思うんです。ここには何が何でも関の山鉱山株式会社に鉱業権とともに大事な土地を売り飛ばしたいという、並々ならぬ思いが見えるわけであります。国が昨年認めた着手延長期間は来年８月３１日までとなっており、地元住民の同意の得られる事業者があらわれない現実を踏まえて、来年の適当な時期に延長許可申請を行い、仮に認められず鉱業権の取り消しになっても、市が関の山を守る決意をもって、市有地の採掘を認めなければ関の山を守ることが必ずできます。市長は、自分の発言を会議録で読み返せばわかると思いますが、鉱業権と土地を売却すれば、今後の開発行為において飯塚市、市長が関与できて山頂付近の土地と鉱業権を守れるという、市長を初めとした勢力の言い分は、法的には全く無意味であるばかりか、市民にとって極めて有害であることを指摘しておきます。

この鉱業権と土地所有に関する国の見解、つまり土地所有者の同意がなければ採掘はできないとの見解は、飯塚市は既に２年前、２０１７年、平成２９年４月１４日、前任の商工観光課長が九州経済産業局資源エネルギー環境部鉱業課を訪ねて、その係長から話を聞いて、確認していることが明らかになっております。飯塚市はその認識を既に２年前から持っていたわけです。私が情報開示請求で市から入手した公文書、「鉱業権について」を内容とする報告書には、部長までの決裁の判こがあります。行った課長だけが知っているわけではないんです。市全体の共有認識であったわけであります。こうした大事な役割を果たしてきた鉱業権と土地を、合併飯塚市１３年目、２代目の片峯市長が売り飛ばして、庄内住民、入水、山倉の地元住民の願いを踏みにじるのを、市議会が食い止めるために、売却益の予算計上を削除し、鉱業権売却議案を否決しようとするのは当然であります。

関の山鉱山株式会社は、２００４年、平成１６年２月に麻生セメントと中村産業が出資して設立されました。３月、麻生セメント株式会社に譲渡され、中村産業へ経営権を譲渡となり、４月操業を開始しました。２０１３年、平成２５年１月に太平洋セメント株式会社と租鉱権の契約、翌２０１４年、平成２６年２月に太平洋セメント鉱区の採掘開始を開始しております。ウエブサイトによれば、資本金５千万円、従業員は３８人。資本金のうちうち２５０万円は麻生セメント株式会社出資であります。代表取締役を除く取締役は４人ですが、２０１６年、平成２８年から麻生セメント株式会社、麻生　泰代表取締役会長、麻生　巌代表取締役社長、オリヴィエ・ルノアー代表取締役副社長が取締役に就任して今日に至っております。

事業着手延長と関の山鉱山株式会社の払い下げ要求が激しくきりもみになる事態が続いてきました。関の山鉱山株式会社は２００４年４月操業から５年後、２００９年、平成２１年９月１７日、市有地及び鉱区権の払い下げ申請書を提出しました。市はこれを認めず、翌年２０１０年６月着手延長認可申請を行い、７月に認可を受けております。関の山鉱山株式会社は、市によると２０１０年、平成２２年９月１６日にも払い下げを要望したとのことであります。２０１２年、２０１４年の延長許可申請の後、２０１６年、平成２８年４月２７日、中村産業グループの幹部２人が、市の経済部長、商工観光課長、同補佐を関の山鉱山現場に迎えて、早期の鉱業権と土地の譲渡を要望し、５人で作戦を練ったやりとりを記載した「中村産業訪問」と題した公文書があります。打ち合わせ事項と書かれた６点の内容を紹介しますと、１、中村産業から早期での鉱業権及び土地の譲渡の要望、２、中村産業から関の山の空中写真を見ながら事業の説明、３、市から山倉の自治会としては、同意は難しい状況であることの説明、４、市から入水自治会は、山倉が同意すれば問題ないとの立場であることの説明、５、山倉自治会から要望をあげるのではなく、市側からどのようなことができるのか提案することがよいのではないか、６、田中部長が庄内のまちづくり協議会と関の山の登山道を近いうちに訪れ、登山道の整備等を行うことでまちづくり協議会での鉱業権の中村産業への譲渡等を同意して山倉自治会への同意を打診してはどうか、という内容です。この作戦がその後どう展開されたかわかりませんが、ほぼ２カ月後、市は中村産業への売却を行わず、延長許可申請をしたのであります。

翌年２０１７年、平成２９年２月飯塚市長選挙で片峯市長が誕生します。４月には先程紹介した鉱業権と土地所有について、前任の商工観光課長が九州経済産業局資源エネルギー環境部鉱業課を訪ねて、土地所有者の同意がなければ採掘はできないことを確認してきます。１１月になると関の山鉱山株式会社の代表取締役を除く４人の取締役の一人に、先ほど紹介しました麻生セメント株式会社のオリヴィエ・ルノアー代表取締役副社長が就任するのであります。

昨年２０１８年６月１２日、市は最後の着手延期許可申請を提出し、１８日に認可を受けました。最後というのは直近という意味ですけれども。「地元合意の得られる事業者が現れれば」という条件が盛り込まれたのは言うまでもありません。しかし、この条件はその後切り崩されていくことになりました。市長就任から３年目の２０１９年を迎えると、市長は、「地元住民の合意が得られる事業者」への譲渡（有償）を進めて良いか、地元住民の合意形成のため、あわせて、庄内自治会長会等への趣旨説明を行って良いかとの伺い書に決裁の判こを押します。２月１８日起案で３月８日決裁です。商工観光課長は、鉱業権について、「将来的に国への返還または事業着手延期不可となることが予想されます」と述べています。財産活用課は「鉱業権の譲渡にかかわる地元との合意形成が整った際は」と条件を付けて、庄内支所経済建設課、保有林としての所管ですけれども、これを売却できる商工観光課への所管がえですね、この財産の移動については公有財産調整委員会へ、譲渡金額については財産管理審議会へ提案し、承認及び答申を受けることと意見をつけています。このときの売却対象には、今回売却対象の鉱業権と土地のほか、片峯市長が守ると言い張っている山頂付近の鉱業権と土地も入っています。２鉱区とも鉱業権と土地を売るというのが３月段階の片峯市長の市長の決裁だったんです。今、片峯市長は山頂守るために、乙、今回、売却対象になっているものだけを売るんだというふうに言っています。この矛盾について市長はどう説明するのか、尋ねたいところであります。

鉱業権と土地をセットで２つとも売却するという方針を出した２カ月後の５月１０日、関の山鉱山株式会社は鉱業権及び市有地の払い下げについて、要望書を提出し、２つのうち１つだけを払い下げるよう求めてきたのです。その論建ては簡単です。１．過去においても払い下げの要望をしておりましたが、庄内地区住民との協議が整わず、その取得には至っておりません。２．再度、払い下げを熱望するものです。３．格別のご配慮を賜りますよう重ねてお願いいたします。これは、関の山鉱山株式会社としては、地元住民の合意は取れなかったが、それでも、片峯市長の格別のご配慮で売却してもらいたいという趣旨にほかなりません。

この関の山鉱山株式会社の要望書に対して、市はどういう態度をとったのでしょうか。５月１０日、その日のうちに関の山鉱山株式会社を譲渡先優先事業者として決定し、公害等諸問題の解消を含めた地元住民の合意を図るため、地元協議を進めて良いかとの伺い書を決裁したときのことを、片峯市長は「通常の市有地売却のあり方と今回と異なりましたので、担当部署を呼んで説明を聞いた」と議案質疑に対して答弁をしました。これが５月１７日のことであります。市長が市有地売却により強くこだわっていること、通常のあり方とは異なる取り扱いをしたことが伺えます。また、関の山鉱山株式会社について、書類にこう書いているんですね。経済的基礎と書いています、本来は経理的基礎だろうと思いますけど、「経済的基礎・技術的能力・十分な社会的信用・欠格事由に該当しない」について調査したが、国の定めた審査基準を満たしていたとする決裁文書がありますが、資金調達方法、反社会的行為に関与したことがないかなど改正鉱業法の重要なポイントをまともにチェックしていないことが、私の議案質疑でも明らかになりました。さらに、市の決裁文書を信用するならば、５月１０日要望書を受け取ったその日に、国の基準に基づく調査は終了し、基準を満たしていることがわかったことになり、調査にほぼ１週間かかったとする議場での答弁とは矛盾するわけであります。この矛盾の説明について、公文書の日付を修正するとまで言い始めたのはとんでもないことであります。これらは、市の適正な事務のあり方を大きく踏み外したものと指摘せざるを得ません。

その後、５月２９日付で、庄内支所経済建設課長と商工観光課長は連名の報告書を市公有財産調整委員会委員長に提出しました。３月８日の決裁文書が「地元住民の合意が得られる事業者」、それに応じて財産活用課が、「鉱業権の譲渡にかかわる地元との合意形成が整った際は」と条件をつけていたにもかかわらず、この報告書は、地元住民の合意が得られる事業者に２鉱区のうち１鉱区の鉱業権を払い下げ、あわせて、土地を庄内支所経済建設課から商工観光課へ移管するという内容となっています。これは、市の適正な事務のあり方を意図的にゆがめたものであり、厳しく指摘されるべきところであります。

ところが、市幹部の公有財産調整委員会委員長は、これを全く問題にせず、「地元との合意形成が整った際は」と条件をつけた財産活用課長を含めて指摘する者はなかったのでしょうか。さらに、鉱業権について、３月８日の決裁文書には、「将来的に国への返還または事業着手延期不可となることが予想されます」としているのに、この報告書では、「延長許可の認可が極めて困難となりました」と書き込んでいます。「予想される」が「極めて困難」に変わった説明はこの中にはありません。また、同じ５月２９日付で片峯市長名で市財産管理審議会会長に２鉱区のうち１鉱区について売却について諮問しています。市長自身が、「地元との合意形成が整った際は」との条件を無視していることは極めて重大であります。両方とも片峯市長の判こがついているわけです。諮問書の予算措置の欄は空白で、鉱業権については、財政課と調整中と記載があります。土地の鑑定評価と鉱業権売却適正額調査を（株）第一鑑定リサーチに依頼したのは、その２日前の５月２７日で、鑑定評価等報告書を仮受領したのは６月１１日です。市財産管理審議会の藤中道男会長が６月２１日付で市長に提出した答申書には、なぜか「５月８日付で諮問があった事項について、５月２９日市財産管理審議会において審議した結果」と記載しています。５月８日と書いているんです。３月８日決裁方針は２鉱区売却です。１鉱区売却は関の山鉱山株式会社が５月１０日に言いだしたのが初めてのはずです。ところが今申し上げました５月８日、この答申書を信頼するならですよ、５月８日に、２日前に１鉱区だけの鑑定を財産管理審議会に片峯市長が諮問したというのであれば、市の決裁文書間の矛盾が深刻に浮かび上がり、ここにも市の適正な事務が踏み破られたものではないか指摘が必要であります。

ところで、市の財産の処分は全て、飯塚市公有財産管理規則、処分の原則、第３２条において「普通財産の処分は、本市の公共の福祉に適合するとともに財政の運営にも寄与するよう総合的に考慮して行わなければならない」とあります。この規定に沿わなくてはなりません。今回の鉱業権と土地の売却も対象であります。市は、本市の公共の福祉に適合するという観点から、どういう検討をしたのかと尋ねても、鉱業法の公共の利益と市の公共の福祉の区別がつかない答弁を行い、これに続いて公有財産調整委員会、財産管理審議会、それぞれ市の幹部でつくるわけですけれども、その構成や事務手続に説明はありましたが、市の公共の福祉に適合するかについては全く審査した気配はありません。財政の運営に寄与という視点もありますが、この２つの審議会が連続して開かれた５月２９日には、前々日に鑑定を依頼したばかりで、売却益の数字も浮かび上がってこないし、当然ながら検討もできないわけであります。つまり、飯塚市公有財産管理規則、処分の原則、第３２条に基づく考慮は市の幹部集団において全くされなかったのであります。

このようなずさんなやりとりが、住民にも議会にも隠れて進行していました。市議会は６月１３日議会運営委員会で提出議案が示され、１４日には一般質問の通告締め切り、日本共産党、私、川上直喜は「関の山鉱業権と住民被害について」をテーマに一般質問通告を行い、２０日には初日を迎え、２７日には一般質問を行ったわけです。先ほど紹介しました５月２９日付、市公有財産調整委員会委員長宛て報告書、庄内支所経済建設課長と商工観光課長の連名ですが、この文書の末尾には次の文章があります。５月２９日付です。なお、当該地にかかわる鉱業権及び土地の評価につきましては、鑑定依頼中ではございますが、第３回定例会、６月定例会に追加議案として上程するため、急遽、本委員会に報告させていただくものです。こういうようなことを書いているわけです。追加議案提出は、最終日となり、議会には十分な審査もさせないまま強引に押し切る構えだったと思われます。どういう事情によるものかわかりませんが、これは最終的には実現しませんでした。しかし、通常考えられない、とんでもない力が働いていると、振り返って考えるのは当然ではないでしょうか。３年前から中村産業と市幹部が打ち合わせをした庄内自治会長会の売却同意、自治会長会から山倉自治会への働きかけ、さらに７月２４日の自治会長会での採決による同意の取りつけが成功しなかったのを知った関の山鉱山株式会社は、８月５日、再度鉱業権について、付属する市有地を含む払い下げ申請書を提出し、市有地売却の要求を押し出してきました。これを受けて市は、一気に８月１３日に払い下げ通知の交付及び仮契約案を作成、８月２３日に不動産売買契約（鉱業権）及び不動産売買契約（土地）にかかわる仮契約書締結に突き進んだのであります。地元住民の合意が入水、山倉で得られないばかりか、庄内自治会長会でも大半が不同意という事態を承知の上であります。これらの経緯から、浮き彫りになってきたものが、私は４点あると思います。第１は、関の山を守るために、市が住民、国、関の山鉱山株式会社ほかとの緊張関係の中で積み上げてきた地元住民の合意を不可欠なものとしてきているルールを無視した市長が、関の山を守ると言いながら、関の山を守るためになくてはならない市有地、住民から預かってきた土地を投げ出そうとしていることは、市長の政治姿勢にかかわるものであり、かけマージャン事件とは比べものにならない信用失墜を引き起こすこと。第２は、市長の前のめりの姿勢によって市幹部が市長と同様に住民無視の態度をとり続けながら、市の適正な事務をゆがめ、怠り、誤り、議会に対しても極めて不誠実な態度をとっていること。それによって市職員を苦しめていること。第３は、麻生太郎副総理、財務大臣と深いかかわりのある麻生セメント株式会社、その代表取締役副社長を取締役にした関の山鉱山株式会社が、市と緊密な連携をとりながら、市を矢面に据えて、地元住民と議会に対する対策を進めた経過が浮き彫りになり、それによって関の山鉱山株式会社が、改正鉱業法の眼目である十分な社会的信用という国の審査基準にもとるやり方をしていることを、みずから示していることであります。第４に、こうして８月２３日に結ばれた２つの仮契約書は、公の秩序または善良な風俗に反する事項目的とする法律行為は無効とするに該当すると考えられることであります。したがって、片峯市長が総合的に検討してなお関係議案を撤回しないのであるから、飯塚市議会は、住民を守る立場を明確にして、これらの関係議案を否決するとともに、一般会計補正予算に計上した関係予算を削除するのは当然であります。

一方、議案第９９号の原案には、子どもたちの安全にかかわる大日寺吉原町線、道路改良工事事業費、３９８０万円があるのは重要ですが、鉱業権と土地の売却益のほか、後に経済建設委員長報告に対する討論で問題点を指摘する森林整備基金積立金、筑豊ハイツ指定管理委託料の予算計上もあり、賛成できません。

これからは、反対する議案についてです。会計年度任用職員制度関連２議案についてであります。改正後地方公務員法第２２条の２第１項で、１会計年度を超えない範囲内で置かれる非常勤の職と規定される会計年度任用職員にかかわる関係条例を整備するものであります。そもそも今回の法改正は、１、臨時非常勤の正規化や正規職員の定員拡大など、根本的な改善策が示されていない。２、任用の条件が限定されていない会計年度任用職員の創設で臨時非常勤の職を人員の調整弁として利用している現状は合法化され、地方公務員法の無期限任用の原則を掘り崩すことになりかねない。３、特別職非常勤の会計年度任用職員への移行で、地方公務員法が全面適用され、労働基本権の制限や条件付き採用期間が生じるところに問題があります。本来、公務の運営は任期の定めのない常勤職員を中心にしていることという大原則のもとに制度設計を行うべきであります。会計年度任用職員制度の導入によって、これまで脱法的に行われてきた正規から非常勤職員の置きかえを合法化することは許されません。また、臨時、非常勤の職を人員の調整弁として活用することが認められず、したがって今回条例改正には賛成できないのであります。

最後に、指定管理者の指定（いいづかスポーツリゾート）は、庄内温泉筑豊ハイツを廃止してつくるいいづかスポーツリゾートを株式会社ソニックスポーツに２０年間の契約で管理運営を任せるものであります。必要性の検討の不十分さ、東京パラリンピック参加の南アフリカ共和国の車いすテニス選手団の強化合宿まで時間がないなどとして、デザイン・ビルド・オペレーションなどと呼ばれる方式を採用し、結果、１２億円の随意契約を生み出すなど、構想と業者選考から工事契約までの過程、及び今後の見通しが不透明であり、また、施設機能の面で障がい者の安全確保において対応が不適切なところがあります。以上で、私の討論を終わります。

○議長（上野伸五）

　お静かにお願いいたします。ほかに討論はありませんか。

　（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第９９号　令和元年度飯塚市一般会計補正予算（第３号）」の委員長報告は修正可決であります。まず、修正案について採決いたします。委員会の修正案に賛成の議員は、ご起立願います。

　（　起　立　）

全会一致。よって、委員会の修正案は可決されました。

次に、修正議決した部分を除く原案について採決いたします。修正議決した部分を除く原案について、可決することに賛成の議員は、ご起立願います。

　（　起　立　）

全会一致。よって、ただいま修正した部分を除く原案は可決されました。

「議案第１０１号　地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例」の委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員は、ご起立願います。

　（　起　立　）

賛成多数。よって本案は原案可決されました。

「議案第１０２号　飯塚市土地開発公社の解散に伴う関係条例の整備に関する条例」及び「議案第１０３号　飯塚市監査委員条例の一部を改正する条例」、以上２件の委員長報告はいずれも原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案２件はいずれも原案可決されました。

「議案第１０４号　飯塚市会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例」の委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員は、ご起立願います。

　（　起　立　）

賛成多数。よって本案は原案可決されました。

「議案第１１３号　契約の締結（穂波庁舎大規模改修工事）」及び「議案第１１５号　土地の取得（目尾地域開発事業敷及び飯塚駅前広場整備事業用地敷）」、以上２件の委員長報告は、いずれも原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

　（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって本案２件は、いずれも原案可決されました。

「議案第１１８号　指定管理者の指定（飯塚スポーツリゾート）」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員は、ご起立願います。

　（　起　立　）

賛成多数。よって本案は原案可決されました。

「議案第１２１号　新市建設計画の一部変更」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

　（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって本案は、原案可決されました。

「議案第１２３号　専決処分の承認（令和元年度飯塚市一般会計補正予算（第２号）」の委員長報告は承認であります。委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

　（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案は承認されました。

福祉文教委員長の報告を求めます。１７番　福永隆一議員。

○１７番（福永隆一）

福祉文教委員会に付託を受けました、議案２件について審査した結果を報告いたします。

「議案第１０８号　飯塚市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例」については、執行部から議案書に基づき、補足説明を受け、審査しました。

その質疑応答の主なものとして、死亡または障がいが自然災害によるものか判断が困難な場合に支給審査委員会を設置し、有識者による判定を行うとあるが、どのような者が審査を行うのかということについては、阪神・淡路大震災等を参考にし、医師、弁護士、医療ソーシャルワーカー及び大学教授等を想定しているという答弁であります。

以上のような審査の後、本案については、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第１１９号　指定管理者の指定（飯塚市庄内生活体験学校）」については、執行部から議案書に基づき、補足説明を受け、審査しました。

その質疑応答の主なものとして、指定管理料が前回と比較して増額となっている理由は何かということについては、需用費等にかかる消費増税分の影響、雇用実態並びに勤務実績による人件費の増、及び昼間の利活用促進のための未就学児の体験学習事業送迎のためのバス借り上げ料を新規計上したことにより、増額となっているという答弁であります。

以上のような審査の後、本案については、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、審査結果の報告を終わります。

○議長（上野伸五）

　福祉文教委員長の報告に対して質疑を許します。質疑はありませんか。

　（「なし」と呼ぶ者あり）

　質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

　（「なし」と呼ぶ者あり）

　討論を終結いたします。採決いたします。「議案第１０８号　飯塚市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例」及び「議案第１１９号　指定管理者の指定（飯塚市庄内生活体験学校）」以上２件の委員長報告は、いずれも原案可決であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

　（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案２件はいずれも原案可決されました。

暫時休憩いたします。

午前１０時５７分　休憩

午前１１時１０分　再開

○議長（上野伸五）

　本会議を再開いたします。協働環境委員長の報告を求めます。３番　光根正宣議員。

○３番（光根正宣）

　協働環境委員会に付託を受けました議案３件について、審査した結果を報告いたします。

「議案第１０６号　飯塚市ふるさと応援基金条例」については、執行部から、議案書に基づき補足説明を受け、審査いたしました。その質疑応答の主なものとして、本基金を活用する場合、どのような審査体制になるのか、また寄附者が活用してほしい事業を選択できるようにすることや、事業選定に市民感覚を持ち合わせた外部委員を加えることは検討していないのかということについては、市の政策的な事業やふるさとを応援するＰＲ効果がある事業など、既存事業の中からの選定を想定しているため、部長で構成した選定委員会を設置し、審議することを考えていたが、寄附者の想いを基金の活用に生かしていくことや、外部の意見を取り入れていったほうがより効果的であるという意見もあるため、今後、調査研究していきたいという答弁であります。

以上のような審査の後、本案については、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第１０７号　飯塚市都市公園体育施設条例及び飯塚市体育施設条例の一部を改正する条例」については、執行部から、議案書に基づき補足説明を受け、審査いたしました。その質疑応答の主なものとして、筑穂多目的グラウンドの指定管理について、どのような選定スケジュールになっているのかということについては、既に指定管理者選定委員会に諮問し、答申を受けているが、当該施設については、指定管理とすることができる条例改正を行っていなかったため、今回、条例を改正し、１２月の議会で指定管理者の指定議案を提出したいと考えているという答弁であります。この答弁を受けて、この手順は行政手続上問題はないのかということについては、先に条例改正を行った上で指定管理者の選定作業に入るのが正しい手続であると認識しているが、指定管理者の選定作業を進める中で、条例改正が必要なことに気づいたため、選定作業を中断し、本案を提案したものである。指定管理者の指定議案の提出前であるため、行政手続上問題はないと判断しているという答弁であります。

次に、庄内工業団地のグラウンドについて、施設の廃止手続が完了していないにもかかわらず、既に造成工事を行っていることは、行政手続上、問題ではないのかということについては、利用者の方には事前に利用できなくなることを説明していたが、条例改正を行った上で、工事に入るべきであり、今後はこのような事務手続の誤りがないようにしていくという答弁であります。

以上のような審査の後、委員の中から、筑穂多目的グラウンドを指定管理とする理由がないことや、行政手続上、重大な誤りがあることから、本案に反対であるという意見が出され、採決を行った結果、本案については、賛成多数で原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第１０９号　飯塚市印鑑条例等の一部を改正する条例」については、執行部から、議案書に基づき補足説明を受け、審査した結果、本案については、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、審査結果の報告を終わります。

○議長（上野伸五）

　協働環境委員長の報告に対して質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　ただいまの協働環境委員長報告のうち、「議案第１０７号」について反対、「議案第１０６号」並びに「議案第１０９号」について賛成の立場から、主なものについて討論を行います。

都市公園体育施設条例、体育施設条例の改正は、体育施設集約において、十分な合意がないのに、強引に進めるところがあります。

また、筑穂多目的グラウンドの直営管理から指定管理制度へ変更するに当たり、条例改正をしていないのに、指定管理者を選考して決めてしまって、市が法的にまともかどうかもまだわからないという無責任な答弁が飛び出すなど、市政に横たわる深刻な問題が明らかになっており、認めることはできません。

印鑑条例の改正は、住民票、マイナンバーカード等へ旧氏を併記できるようにするための住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令が、平成３１年４月１７日に公布され、１１月５日施行となることに対応するものであります。日本国憲法が大切にする個人の尊重の視点からは、さらに制度的な抜本的な改めが必要ですが、今回の条例改正はその大きな流れの中で前向きの変化だと判断し、認めるものであります。以上で討論を終わります。

○議長（上野伸五）

　ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第１０６号　飯塚市ふるさと応援基金条例」の委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案可決されました。

「議案第１０７号　飯塚市都市公園体育施設条例及び飯塚市体育施設条例の一部を改正する条例」の委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員は、ご起立願います。

（　起　立　）

賛成多数。よって、本案は原案可決されました。

「議案第１０９号　飯塚市印鑑条例等の一部を改正する条例」の委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案可決されました。

　経済建設委員長の報告を求めます。４番　奥山亮一議員。

○４番（奥山亮一）

　経済建設委員会に付託を受けました議案１０件、認定議案４件及び請願１件について審査した結果を報告いたします。

「議案第１００号　令和元年度飯塚市工業用地造成事業特別会計補正予算（第１号）」については、補正予算書に基づき、また「議案第１０５号　飯塚市森林整備基金条例」、「議案第１１０号　飯塚市庄内温泉筑豊ハイツ条例の一部を改正する条例」、「議案第１１１号　飯塚市公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例」、「議案第１１２号　飯塚市水道事業給水条例の一部を改正する条例」及び「議案第１１４号　飯塚市土地開発公社の解散」、以上５件については、議案書等に基づきそれぞれ執行部から補足説明を受け、審査した結果、いずれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第１１６号　財産の処分(山倉)」及び「請願第１号　『飯塚市所有の鉱業権（山倉、綱分地区）』に関する請願」、以上２件については関連があるため一括議題とし、執行部から議案書等に基づき補足説明を受けた後、請願の紹介議員から請願に関する資料提出及び趣旨説明を受け、審査いたしました。

紹介議員に対する質疑応答の主なものとして、旧庄内町は石灰石の採掘を条件に鉱業権を取得しているが、なぜこれまで着手しなかったと考えるかということについては、経済環境や産業構造等が変化する中で、開発よりも市民の生活を重視していくことにしたからではないかと考えているという答弁であります。

次に、仮に市の鉱業権が取り消され、新たに事業者などにより鉱業権の設定が行われたとしても、市が土地を売却しなければ開発が進まないという根拠は何かということについては、鉱業権と土地に関する権利は別のものであり、市が土地所有権を保持していれば開発は進まないと考えている。また、九州経済産業局の鉱業権に関するホームページの掲載資料に、鉱業権者が鉱物の採掘等を行う場合、鉱業権の設定に関して地元の同意は必要ないが、着業準備に際しては、土地所有者、地元との調整が必要との記載がある。このため、これらの調整に関して、九州経済産業局に尋ねたところ、鉱業権者が土地所有者及び地元の同意を取っているかどうかを書面で確認するとのことであり、市並びに議会として地域を守るという意思があれば、開発は進まないと考えているという答弁であります。

次に、議案に対する質疑応答の主なものとして、飯塚市が相手方を特定して鉱業権を売却することによって、具体的にどのような効果があるのかということについては、売買契約を締結する中で、地元住民の意見を反映できるという答弁であります。

次に、提出資料では、本議案の対象地区である乙地区の鉱業権を売却した場合に、市が別途保有している甲地区の鉱業権の延長許可が認められるとしているが、どういうことなのかということについては、乙地区の鉱業権を売却することで、これまでの延長許可に当たっての延長理由を履行することになり、結果として、甲地区の鉱業権については延長許可が認められるものと考えているという答弁であります。

次に、仮にこの議案が否決され、また市の鉱業権の延長が認められず、新たに鉱業権を取得した開発業者から土地の売買、もしくは採掘の同意を求められた場合、市はどう対応するのかということについては、行政としては、鉱業法の趣旨に基づいて、協力する義務があると考えるという答弁であります。

以上のような審査の後、「議案第１１６号」及び「請願第１号」、以上２件については、慎重に審査をするということで、いずれも継続審査とすることに決定いたしました。

次に、「議案第１１７号　土地の処分(鯰田工業団地)」、「議案第１２０号　指定管理者の指定期間の変更(庄内温泉筑豊ハイツ)」及び「議案第１２２号　市道路線の認定」、以上３件については、執行部から議案書に基づきそれぞれ補足説明を受け、審査した結果、いずれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「認定第１３号　平成３０年度飯塚市水道事業会計決算の認定」、「認定第１４号　平成３０年度飯塚市工業用水道事業会計決算の認定」、「認定第１５号　平成３０年度飯塚市下水道事業会計決算の認定」及び「認定第１６号　平成３０年度飯塚市立病院事業会計決算の認定」、以上４件については、一括議題とし、執行部から決算書等に基づきそれぞれ補足説明を受け、審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、水道事業会計決算について、給水人口の減少に伴い使用量が減少傾向にあるが、水道料金の値上げは検討していないのかということについては、現時点では考えていない。行財政改革を十分に行った上で、それでも経営改善が困難になるなどの場合に検討するという答弁であります。

次に、下水道事業会計決算について、今後、公共下水道料金については、どう考えていくのかということについては、現在、施設の改築、更新についてストックマネジメント計画を策定しているところであり、料金改定については検討に至っていないという答弁であります。

以上のような審査の後、本案４件については、いずれも認定すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、審査結果の報告を終わります。

○議長（上野伸五）

　経済建設委員長の報告に対して質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　ただいまの経済建設委員長報告のうち、「議案第１０５号」、「議案第１１０号」、「議案第１２０号」、「認定第１３号」、「認定第１６号」に反対、「議案第１１６号」は否決すべきで、「請願第１号」は可決すべきとの考えから、継続審査に反対して討論を行います。

まず、森林整備基金条例についてであります。これは法施行に伴い譲与される当該譲与税を積み立て、適正な管理運営を行うために、新たな基金を設置するものとの説明であります。森林環境税及び森林環境譲与税は、地球温暖化対策で温室効果ガス排出の原因者に責任を求めず、国民には低所得でも課税する一方で大企業は負担ゼロであります。国が間伐などで二酸化炭素の吸収効率を高める森林吸収源対策の費用を国民に広く均等に負担してもらうとの考え方ですが、林野庁が２０１６年に提出した税制改革案のうち、企業負担を求める案が全て却下されており、負担を嫌がってきた財界、産業界の意向を酌んだだけというふうに言えます。森林経営管理法によって、森林所有者が不同意や所在不明のままでも市町村による管理権の設定が可能となりましたが、機械的に運用すれば財産権の侵害になりかねません。森林整備を重要な課題と位置づけ、国の一般会計で林業予算の配分をふやすべきであります。こうした問題を含んだ森林環境譲与税を市が積み立てる基金には賛成できません。

次に、庄内温泉筑豊ハイツ関連の２議案は、温泉浴場を初め、庶民に親しまれ、災害時には被災者支援に貢献できる機能を廃止することを伴うものです。指定管理者である一般財団法人筑豊勤労者福祉協会は、経営に苦労しながら、市民サービスを大切にして成果を上げてきました。食と温泉、室内外のレクリエーションを安価に楽しめる庄内温泉筑豊ハイツの廃止には反対であります。

次に、「平成３０年度飯塚市水道事業会計決算の認定」についてであります。浄水場施設運転管理と料金収集業務の一括民間委託の業者が、浄水の過程で薬品を過剰投入した事故、労働者が薬品を浴びた事故が一切公表されなかったことがありました。現在の委託業者はほかの自治体で指名停止になっていたにもかかわらず、市が契約した経緯があります。安全管理のあり方、業者選定のあり方、そもそも浄水施設の運転管理という極めて公共性の高い業務を利潤追求を第一とする民間業者に一括民間委託することは不適切であります。特に現在、地震を初め、さまざまな災害に備えることが求められており、市が全面的に公的な責任を果たす体制確立こそが求められます。安全確保にかかわること、業者選定にかかわること、そもそも浄水施設の運転管理の一括民間委託が水道事業にふさわしくないことが重要であります。水道民営化は考えないと企業管理者が議場で答弁しましたが、一括民間委託を改め、公的責任を広げるべきであります。

次に、「平成３０年度飯塚市立病院事業会計決算の認定」についてであります。飯塚市立病院は平成１５年、国が筑豊労災病院の廃止を打ち出したのに対して、国が責任をもって存続することを求め、地域住民が立ち上がり、当初本市も国に責任を求めて頑張った経過があります。国の強引なやり方に対して存続を模索する中で、公立病院経営の実績も知識もない飯塚市が市立病院として設立し、地域医療振興協会を３０年契約で指定管理者としています。施設改修には巨額の財政出動も伴っています。市立病院と言いながら、医療の現場には指定管理者制度の壁があり、設立者である本市が適切な情報が得られない事態もあります。こうした中で、福岡県の病床削減構想も打ち出され、職場では、医療スタッフ不足も指摘されるなど、市立病院には現在、課題が山積しています。市条例に定める病院運営協議会には、医療現場の労働者、患者、地域住民、医療に関する知識を持った弁護士など必要な分野の代表の参加が排除されたままです。そもそも筑豊労災病院の設立の経過からしても、国が将来にわたって責任を持って経営するべきであります。

最後に、「議案第１１６号　財産の譲渡（山倉）」は、関の山を守るためには不可欠の土地を鉱業権と一体に関の山鉱山株式会社に売り渡すものです。その不当性については、「議案第９９号」修正案に対する賛成討論で述べたことは繰り返しませんが、ここでは、なぜ私が継続審査に反対するかについて発言したいと思います。

理由の第１は、地元住民の合意がなければ鉱業権も市有地も売却しないと地元住民に約束し、議会でも答弁した片峯市長には、そもそも今回議案を提出する立場がないと私は指摘してきました。今回審査の過程で、これまでのどの段階でも、地元住民の合意が表明されたことがないことが明白になりました。議案提出そのものが誤りである以上、市長に撤回させたいと思うのであります。

理由の第２は、８月２７日の議会運営委員会で、市長は、もし例えば庄内の自治会長会、そして入水、山倉の自治会の方々の多くの賛同を得て、そのような要望書が出てきましたら、当然それを受けた形で、市として、先ほどから指摘があっておりますような地元の同意、ご意見も拝聴しながら、そして市として将来どうすべきか、どうするほうが市全体にメリットがあるのかということを総合的に勘案して検討する。それは当然のことだと思っていますと答えました。翌２８日、入水、山倉の両自治会長が連名で、鉱業権（山倉、綱分地区）及び土地の譲渡に反対するとした市長宛ての要望書、議長宛ての請願を提出しました。市長は本来、即刻議案を撤回すべきところ、９月１１日の議案質疑に対しても、審議を深めていただきたい、さまざまな選択肢が現在ならあると思う、丁寧に説明したい、慎重審議してほしいと、議会であくまでも売却議案にこだわる答弁を繰り返しました。議会は議会のルールにのっとって審査し、きょう最終日を迎えたわけであります。片峯市長はこの間、議会には審査を求めながら、地元住民の皆さんには直接会って意見を聞くこともしなかったのであります。このような不誠実な議案上程を私は経験したことがありません。この際、市民の信頼関係を踏み破った売却議案は、市長自身に撤回させたいと思うわけであります。

理由の第３は、８月２３日に締結された議案の根拠たる不動産売買仮契約書（鉱業権）及び不動産売買仮契約書（土地）は、市と関の山鉱山株式会社が共同して、地元住民の合意がない上に、市の適正な事務のルールを幾重にも踏み外して行われたものであり、公の秩序または善良の風俗に反する事項を目的とする法律行為は無効とする民法第９０条の規定もあり、このような議案をさらに本市議会が審査を続けるのは極めて不適当だと考えるわけであります。

それでは、この問題について、議会、議員がどう立ち向かうのかということであります。この問題については、議員、議会が住民と共同して調査を進める、これが第１であります。同時に議案がなくても、一般質問や委員会においては所管事務調査など幾らでもこの問題を追及し、事態を明らかにすることはできるわけです。ですから、私としては、先ほど申し上げましたけど、継続審査はやめて、全会一致でこの「議案第１１６号」については、まずは否決していただきたいと思うわけです。（傍聴席で発言する者あり）

○議長（上野伸五）

　静粛にお願いします。

○８番（川上直喜）

　この２つの仮契約は有効期限が設定されていません。賞味期限がないんです。最悪の場合、片峯市長は定例会のたびに、あるいは臨時議会を招集して提出するということにもなりかねません。したがって、鉱業権（山倉、綱分地区）及び土地の譲渡に反対するとした「請願第１号」を可決して、市議会の決意を示すことを訴えて私の討論を終わります。

○議長（上野伸五）

　傍聴人の皆さんに申し上げます。本日も傍聴ありがとうございます。以前から傍聴に来られている方は御存じと思いますけれども、議事においては可否を表明したり、また騒ぎ立てることは禁止されておりますので静粛に願います。なお、命令に従わないときには、不本意ではございますが、地方自治法第１３０条第１項の規定により、退場を命じさせていただきますので、念のため申し上げておきます。

ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第１００号　令和元年度飯塚市工業用地造成事業特別会計補正予算（第１号）」の委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案可決されました。

「議案第１０５号　飯塚市森林整備基金条例」の委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員は、ご起立願います。

（　起　立　）

賛成多数。よって、本案は原案可決されました。

「議案第１１０号　飯塚市庄内温泉筑豊ハイツ条例の一部を改正する条例」の委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員は、ご起立願います。

（　起　立　）

賛成多数。よって、本案は原案可決されました。

「議案第１１１号　飯塚市公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例」、「議案第１１２号　飯塚市水道事業給水条例の一部を改正する条例」及び「議案第１１４号　飯塚市土地開発公社の解散」、以上３件の委員長報告はいずれも原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案３件はいずれも原案可決されました。

「議案第１１６号　財産の処分（山倉）」の委員長報告は継続審査であります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員は、ご起立願います。

（　起　立　）

賛成多数。よって、本案は継続審査とすることに決定いたしました。

「議案第１１７号　土地の処分（鯰田工業団地）」の委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案可決されました。

「議案第１２０号　指定管理者の指定期間の変更（庄内温泉筑豊ハイツ）」の委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員は、ご起立願います。

（　起　立　）

賛成多数。よって、本案は原案可決されました。

「議案第１２２号　市道路線の認定」の委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案可決されました。

「認定第１３号　平成３０年度飯塚市水道事業会計決算の認定」の委員長報告は認定であります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員は、ご起立願います。

（　起　立　）

賛成多数。よって、本案は認定されました。

「認定第１４号　平成３０年度飯塚市工業用水道事業会計決算の認定」及び「認定第１５号　平成３０年度飯塚市下水道事業会計決算の認定」、以上２件の委員長報告はいずれも認定であります。委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案２件はいずれも認定されました。

「認定第１６号　平成３０年度飯塚市立病院事業会計決算の認定」の委員長報告は認定であります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員は、ご起立願います。

（　起　立　）

賛成多数。よって、本案は認定されました。

「請願第１号　『飯塚市所有の鉱業権（山倉、綱分地区）』に関する請願」の委員長報告は継続審査であります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員は、ご起立願います。

（　起　立　）

賛成多数。よって、本件は継続審査とすることに決定いたしました。

平成３０年度決算特別委員会に付託していました「認定第１号」から「認定第１２号」までの１２件を一括議題といたします。

平成３０年度決算特別委員長の報告を求めます。１５番　田中裕二議員。

○１５番（田中裕二）

　本特別委員会に付託を受けました認定議案１２件について審査した結果を報告いたします。

それぞれの認定議案につきましては、執行部から決算書等に基づき補足説明を受け、審査いたしました。

「認定第１号　平成３０年度飯塚市一般会計歳入歳出決算の認定」についての質疑応答の主なものとして、総務管理費、地域振興費、コミュニティバス等の運行について、予約乗り合いタクシーの申し込みが朝の時間帯に集中し、利用者の予約受付が困難な状況にあるが、改善することはできないのかということについては、予約受付状況を調査し、委託事業者と改善策の協議を行いたいという答弁であります。

次に、総務管理費、地域振興費、菰田地区活性化事業費について、菰田・堀池地区の活性化のためには、ＪＲ飯塚駅の周辺整備が不可欠であるが、ＪＲ九州とどのような協議を行っているのかということについては、駅構内のバリアフリー化が未整備であることなど、ＪＲ飯塚駅が抱える課題について協議を行ってきたが、今後も、基本方針である交通ネットワークを活かしたにぎわいのあるまちづくりのためにも、駅前広場や駅舎の整備について引き続き協議を行っていくという答弁であります。

次に、総務管理費、男女参画推進費、女性活躍応援啓発事業について、イクボスを推進するためにどのような事業を行ったのかということについては、福岡県地域女性活躍推進交付金を活用し、イクボス養成マニュアルや飯塚イクボスマガジン（嘉飯桂取組事例集）を作成するなどの事業を推進してきた。これらの取り組みにより嘉飯桂イクボス同盟が設立され、現在までに９つの事業所が加入されているという答弁であります。

次に、総務管理費、諸費、各所防犯灯柱等設置工事について、防犯灯柱の老朽化による倒壊を防ぐために、どのような点検を行っていくのかということについては、市民の安全安心のために設置している防犯灯であり、今後、点検方法やマニュアル等の作成を検討していきたいという答弁であります。

この答弁を受け、市及び自治会で管理している防犯灯を安全に管理ができるよう、予算措置の検討もすべきであるとの指摘がなされました。

次に、総務管理費、諸費、空き家等対策事業費について、空き家バンクの登録が１件もなされていない理由は何かということについては、これまで空き家の所有者から問い合わせは受けているが、相続登記が完了していることや建築基準法に基づく接道義務など要綱で定める要件を満たしていないため、登録までには至っていないという答弁であります。

この答弁を受け、登録要件の緩和を含めた要綱の見直しを行うべきであるとの指摘がなされました。

次に、戸籍住民基本台帳費、戸籍住民基本台帳費、住民票等コンビニ交付について、手数料収入に対し、コンビニ交付にかかる費用が上回っているが、どのように改善していくのかということについては、マイナンバーカードを普及促進するための施策を実施することで、コンビニ交付サービスの利用が増加し、将来的には収支バランスが改善していくものと考えているという答弁であります。

次に、社会福祉費、社会福祉総務費、生活困窮者自立相談支援事業について、生活自立支援相談室を設置したことにより、どのような効果があるのかということについては、生活困窮者の相談件数は増加しており、社会福祉協議会の生活資金の貸し付けの紹介、住宅確保給付金の活用及び就労支援などを行うことにより、「第２のセーフティネット」としての機能を果たしているという答弁であります。

次に、所管課と生活自立支援相談室との連携は、どのように行っているのかということについては、職員が面談に同席するなど、相談者に対し、的確なアドバイスを行うよう努めているという答弁であります。

この答弁を受け、各部署が連携し、生活困窮者をサポートするための体制強化が必要であるとの指摘がなされました。

次に、商工費、商工業振興費、新規創業者等支援事業について、中心市街地での空き家店舗対策として実施しているが、どのような効果があったのかということについては、出店の予行演習として「お試し出店」を実施しており、創業希望者が商店街に興味を持つとともに、出店の意欲を促進することができたと考えているという答弁であります。

この答弁を受け、中心市街地だけに限定せず、市内全域での創業希望者に対する支援策を検討すべきであるとの要望がなされました。

次に、消防費、災害対策費、防災対策について、平成３０年７月豪雨災害の対応を踏まえて、避難所運営マニュアル等はどのような見直しを行ったのかということについては、避難所トイレの男女比率の適正化、警戒レベルの運用、指定緊急避難所の選定及び災害対策本部の編成等の見直しを行ったという答弁であります。

次に、浸水想定ハザードマップはどのような目的で作成したのかということについては、浸水による災害の基本的な情報を提供することで、初期対応に備えることを目的として作成したものであるという答弁であります。

次に、小学校費、教育振興費、外国人児童生徒の支援体制について、本市に在籍している２５名の外国人の児童生徒のうち日本語指導が必要な児童生徒に対し、日本語指導教員の配置は１名であるが、十分な支援ができているのかということについては、担当教員は、指定校のほか、４校を巡回し、日本語指導が必要な児童生徒への対応を行っており、現状では十分な支援を行うことができているという答弁であります。

次に、市税、個人、固定資産税、不納欠損について、催告書を送付しても連絡がない滞納者に対して、どのような対応を行っているのかということについては、催告書の文言、内容を変えることにより納税を促しているが、それでも連絡がない場合は、預貯金、生命保険及び給与などの財産調査を行い、差し押さえを実施しているという答弁であります。

次に、個人市民税の納付率の向上のためには、特別徴収が有効と考えるが、どのような取り組みを行っているのかということについては、従業員を雇用し、給与を支払う法人や個人事業者は原則として所得税の源泉徴収義務があり、地方税法においても個人住民税の特別徴収が義務付けられていることから、事業主に対して、特別徴収一斉指定を行っているという答弁であります。

次に、財産運用収入、基金運用収入、利子及び配当金について、定期預金などによる運用と比較し、債券による運用のほうが収益性にすぐれており、自主財源確保のためにも債券による運用を増額する考えはないのかということについては、現在保有している債券は利回りのよい時期に購入した国債であり、新たに国債による運用をする場合は、現在の国債の利回りと預金利率では、預金での運用のほうが収益性を保つことができると考えているが、元本保証で預金と同程度の現金化が確保され、利回りや利率が現状よりもよい商品が発行された場合は、国債からの組みかえや運用額の配分比率等も検討していくとの答弁であります。

このほか、審査の過程において、自治会加入促進について、選挙啓発事業の今後の課題について、放課後発達支援事業・放課後等デイサービスの利用について、保育士確保緊急対策事業費について、子ども医療費対象者の拡大について、児童クラブ運営等委託料について、観光について、住宅補修委託料について及び不登校児童生徒の支援体制についてなど、多岐にわたって指摘なり要望がなされました。

以上のような審査の後、委員の中から、住民の暮らし応援、無駄遣いのチェック、市政運営における不透明感はないかなど３つの視点とともに、さらに住民の生命、身体、財産を守る防災の観点が適切であったかどうかについて指摘すべきところがあり、本案に反対であるという意見が出され、採決を行った結果、本案については、賛成多数で認定すべきものと決定いたしました。

次に、「認定第２号　平成３０年度飯塚市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定」については、審査の後、委員の中から、高すぎる保険税を市民に押しつけていることなどの理由から、本案に反対であるという意見が出され、採決を行った結果、本案については、賛成多数で認定すべきものと決定いたしました。

次に、「認定第３号　平成３０年度飯塚市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定」については、審査の後、委員の中から、高すぎる保険料に加え、自己負担の増大によって高齢者が苦しんでいるため、本案に反対であるという意見が出され、採決を行った結果、本案については、賛成多数で認定すべきものと決定いたしました。

次に、「認定第４号　平成３０年度飯塚市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定」については、審査の後、委員の中から、高すぎる保険料を押しつけ、滞納した高齢者から正規保険証を取り上げて短期保険証を押しつけるというやり方は到底認めがたく、本案に反対であるという意見が出され、採決を行った結果、本案については、賛成多数で認定すべきものと決定いたしました。

次に、「認定第５号　平成３０年度飯塚市住宅新築資金等貸付特別会計歳入歳出決算の認定」については、審査した結果、認定すべきものと決定いたしました。

次に、「認定第６号　平成３０年度飯塚市小型自動車競走事業特別会計歳入歳出決算の認定」については、審査の後、委員の中から、公営競技に民間への一括委託はなじまないため、本案に反対であるという意見が出され、採決を行った結果、本案については、賛成多数で認定すべきものと決定いたしました。

次に、「認定第７号　平成３０年度飯塚市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定」及び「認定第８号　平成３０年度飯塚市地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算の認定」、以上２件については、それぞれ審査した結果、いずれも認定すべきものと決定いたしました。

次に、「認定第９号　平成３０年度飯塚市駐車場事業特別会計歳入歳出決算の認定」についての質疑応答の主なものとして、駐車場使用料が減収となった要因は何かということについては、周辺に低料金の民間駐車場が増加したことや定期利用者が減少したことなどが主な減収の要因であるという答弁であります。

以上の審査の後、本案については、認定すべきものと決定いたしました。

次に、「認定第１０号　平成３０年度飯塚市工業用地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定」については、審査の後、委員の中から、市民に多大な負担を押しつけて造成した鯰田工業団地に関する事業費があるため、本案に反対であるという意見が出され、採決を行った結果、本案については、賛成多数で認定すべきものと決定いたしました。

次に、「認定第１１号　平成３０年度飯塚市汚水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定」及び「認定第１２号　平成３０年度飯塚市学校給食事業特別会計歳入歳出決算の認定」、以上２件については、それぞれ審査した結果、いずれも認定すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、審査結果の報告を終わります。

○議長（上野伸五）

　平成３０年度決算特別委員長の報告に対して質疑を許します。質疑はありませんか。

　（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　ただいまの決算特別委員長報告のうち、「認定第１号」、「認定第２号」、「認定第３号」、「認定第４号」、「認定第６号」及び「認定第１０号」について反対の立場から討論を行います。

まず、「平成３０年度飯塚市一般会計歳入歳出決算の認定」についてであります。平成３０年度予算は、第１に住民の暮らしを応援するという視点、第２に無駄遣いをチェックする視点、第３に市政運営の不透明感を究明する視点、この３つの視点とともに、大雨で遠賀川の水位が上がったときに、排水機場のポンプの運転をとめ、水門を開くのが当然などと、本市の防災危機管理監に防災リーダー養成講座において誤った発言を繰り返させるなど、住民の生命、身体、財産を守る防災の観点が市中枢部から不適切でなかったのかについて指摘すべきところがあります。

２０１８年度、平成３０年度は、安倍政権のもとで格差社会が拡大し、市民の暮らしが著しく脅かされる中、本市は住民犠牲の上に、市財政の黒字が続き、財政調整基金と減債基金が、１４７億円と過去最高水準に膨れ上がる中で、国の悪政及び自然災害から住民を守るために、国の悪政に言いなりになる流れを断ち切り、適切な財政出動が求められていました。片峯市長が３月定例会で示した施政方針の中で７つのポイントを打ち出しましたが、その方向が全面的に、住民福祉の増進の方向を向いていたか、また市政のかじ取りが一部ではなく、全体の奉仕者としての立場で市政運営に当たったかが問われます。

私は、３つの視点から検討が必要だと考えます。第１に、住民の暮らしをよくする視点であります。西日本豪雨水害対策を契機とした自治公民館補助制度、ようやく立ち上がった国の補助制度を受けて足を踏み出した学校エアコン設備、お出かけ支援ワゴン、住宅リフォーム助成予算の増額など、住民の要求を受けて一歩前進しました。その一方で、高すぎるごみ袋代、国民健康保険税、介護保険料、保育料、児童クラブ保育料、学校給食費など住民負担の軽減対策は見られません。防災対策はハード面、ソフト面の出おくれ、保育所入所待機児ゼロに必要な公立保育所の新設、子ども医療費無料化、穂波子ども支援センターづくり、コミバス公共交通の抜本的充実、学校空調設置の決断のおくれなどが問われます。

第２に、無駄遣いをチェックする視点です。新庁舎や市役所駐車場関連、現体育館の大規模改修費用は１５億円規模と試算しながら、この選択肢を早々に放棄し、あえて４６億円にも上る、新体育館関連、１２億円の工事の随意契約を生んだ、いいづかスポーツ・リゾート整備関連、後に１４億円も予算規模がふえる卸売市場関連など、構想も定かでない上に、行政の当然のルールも無視し、住民の声をまともに聞かず、無駄遣いにつながる事態が強引に進められたのであります。

第３に、透明性のある市政運営の視点です。必要性があるのか、運営が成り立つのかと識者から問われる音楽大学設立調査、指名業者の格付制度の変更、行政システム九州株式会社の闇再委託、筑豊ハイツ再整備構想の変化、部落解放同盟と全日本同和会に対する補助金、行財政改革の前倒しという一般ごみ収集業務の公的責任放棄、麻生グループの療育プロジェクト株式会社に対し、当初契約に違反し、市有土地使用をさらに５年間無料とするなどが挙げられます。公務員のあり方として、日本国憲法第１５条が求めるテーマである一部ではなく、全体の奉仕者のスタンスは、市長において貫かれたとは言いがたい状況にあります。このことは現在、地元同意もないのに、約束に違反して、地元住民にも議会にも隠れて８月２３日、関の山の鉱業権と土地売買の仮契約を麻生セメント関連会社である関の山鉱山株式会社と締結した姿につながっていきます。こうした中、今年度決算には第２次総合計画の重要な、つまり「人が輝き　まちが飛躍する　住みたいまち　住みつづけたいまち」を引き続きメインに打ち出し、新たに地方自治の本旨が住民の福祉の増進を基本に、総合的かつ計画的な市政の運営を図るため、今後１０年間のまちづくりの方向性を示すものという積極面は、過去最高の財政調整基金、減債基金など、財源があったにもかかわらず、住民の福祉の増進を抜本的に進めなかった片峯市長の市政運営が随所にあらわれています。福祉のためにと予算計上したにもかかわらず、使い残した３９億円に及ぶ不用額についても検討する必要があります。住民の福祉の増進を正面に据え、住民が主役で市政運営を進める姿勢を貫くことによって、本市は安心して住み続けられる福祉のまちづくりへ大きく前進できると確信しています。

次に、「平成３０年度飯塚市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定」についてであります。国が、全国知事会が求める均等割の廃止及び地方に対する必要な財源措置をとらず、本市も法定外繰り入れを拒否し続けています。決算認定に反対する理由の第１は、世帯平均２万円の引き下げを行ったのは、住民の声を反映したものですが、それでも暮らしを脅かす高すぎる国民健康保険税を市民に押しつけたことであります。第２に、それによって、１年間通用する正規保険証を交付せず、資格証明書や短期保険証を渡して医療を受ける権利を抑制したことであります。

次に、「平成３０年度飯塚市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定」についてであります。高すぎる介護保険料に加えて、自己負担の増大によって、高齢者が苦しんでおり、このような決算を認めることはできません。

次に、「平成３０年度飯塚市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定」についてであります。高すぎる保険料を押しつけて、滞納になると、高齢者から正規保険証を取り上げて短期保険証を押しつけるというやり方は尋常ではありません。後期高齢者医療の高齢者の多くは、年金があれば天引きされるわけですから、天引きされないくらい収入の低い方が滞納になった場合に、こういう仕打ちをするのは、認めがたいのであります。

次に、「平成３０年度飯塚市小型自動車競走事業特別会計歳入歳出決算の認定」についてであります。オートレース特別会計です。そもそも事業の運営を一括して民間委託する手法は公営ギャンブルにはなじみません。再委託事務のチェックが適切でないなどの出来事が起きた経緯もあります。

最後に、「平成３０年度飯塚市工業用地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定」についてであります。三菱マテリアルのボタ山の鯰田工業団地造成は、過去、市民に多大な負担を押しつけて強引に進められ、今後については、将来生じる地盤の不具合に関する損害賠償を最終鉱業権者である三菱マテリアルに求めないとした土地売買契約を結んでおり、将来にわたって市民に大きな不利益がかかりかねません。この鯰田工業団地造成にかかわる内容があるため、この決算は認められません。以上で、私の討論を終わります。

○議長（上野伸五）

　ほかに討論はありませんか。

　（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。採決いたします。「認定第１号　平成３０年度飯塚市一般会計歳入歳出決算の認定」の委員長報告は認定であります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員は、ご起立願います。

（　起　立　）

賛成多数。よって、本案は認定されました。

「認定第２号　平成３０年度飯塚市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定」の委員長報告は認定であります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員は、ご起立願います。

（　起　立　）

賛成多数。よって、本案は認定されました。

「認定第３号　平成３０年度飯塚市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定」の委員長報告は認定であります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員は、ご起立願います。

（　起　立　）

賛成多数。よって、本案は認定されました。

「認定第４号　平成３０年度飯塚市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定」の委員長報告は認定であります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員は、ご起立願います。

（　起　立　）

賛成多数。よって、本案は認定されました。

「認定第５号　平成３０年度飯塚市住宅新築資金等貸付特別会計歳入歳出決算の認定」の委員長報告は認定であります。委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案は認定されました。

「認定第６号　平成３０年度飯塚市小型自動車競走事業特別会計歳入歳出決算の認定」の委員長報告は認定であります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員は、ご起立願います。

（　起　立　）

賛成多数。よって、本案は認定されました。

「認定第７号　平成３０年度飯塚市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定」、「認定第８号　平成３０年度飯塚市地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算の認定」及び「認定第９号　平成３０年度飯塚市駐車場事業特別会計歳入歳出決算の認定」、以上３件の委員長報告はいずれも認定であります。委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案３件はいずれも認定されました。

「認定第１０号　平成３０年度飯塚市工業用地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定」の委員長報告は認定であります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員は、ご起立願います。

（　起　立　）

賛成多数。よって、本案は認定されました。

「認定第１１号　平成３０年度飯塚市汚水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定」及び「認定第１２号　平成３０年度飯塚市学校給食事業特別会計歳入歳出決算の認定」、以上２件の委員長報告はいずれも認定であります。委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案２件はいずれも認定されました。

「議案第１２４号　人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めること」から「議案第１２８号　人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めること」までの５件を一括議題といたします。提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（片峯　誠）

　ただいま上程されました「議案第１２４号」から「議案第１２８号」の人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについてご説明いたします。令和元年６月３０日付をもって辞職並びに令和元年１２月３１日付をもって任期満了となります人権擁護委員につきまして、「議案第１２４号」から「議案第１２６号」は、井手昭美氏、稗田佳子氏、平嶋穂積氏を引き続き同委員の候補者として、「議案第１２７号」から「議案第１２８号」は、楢原理香氏、山下　勲氏を新たに同委員の候補者として推薦したいと存じますので、議会の意見を求めるものであります。よろしくお願いいたします。

○議長（上野伸五）

　提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。本案５件は、会議規則第３６条第３項の規定により、いずれも委員会付託を省略いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案５件はいずれも委員会付託を省略することに決定いたしました。質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第１２４号　人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めること」について、同意することに賛成の議員はご起立願います。

（　起　立　）

全会一致。よって、本案は同意することに決定いたしました。

「議案第１２５号　人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めること」について、同意することに賛成の議員はご起立願います。

（　起　立　）

全会一致。よって、本案は同意することに決定いたしました。

「議案第１２６号　人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めること」について、同意することに賛成の議員はご起立願います。

（　起　立　）

全会一致。よって、本案は同意することに決定いたしました。

「議案第１２７号　人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めること」について、同意することに賛成の議員はご起立願います。

（　起　立　）

全会一致。よって、本案は同意することに決定いたしました。

「議案第１２８号　人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めること」について、同意することに賛成の議員はご起立願います。

（　起　立　）

全会一致。よって、本案は同意することに決定いたしました。

「議員提出議案第７号」から「議員提出議案第９号」までの３件を一括議題といたします。提案理由の説明を求めます。１８番　吉田健一議員。

○１８番（吉田健一）

　「議員提出議案第７号」、「議員提出議案第８号」及び「議員提出議案第９号」、以上３件について提案理由の説明を行います。本案３件は、いずれも意見書案であり、配付しておりますので、案文の朗読は省略し、送付先を述べさせていただきます。

「議員提出議案第７号　主要農作物種子法に代わる福岡県独自条例制定を求める意見書（案）」につきましては、福岡県知事宛てに、次に、「高齢者の安全運転支援と移動手段の確保を求める意見書（案）」は、内閣総理大臣、総務大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、国家公安委員会委員長宛てに、次に、「太陽光発電の適切な導入に向けた制度設計と運用を求める意見書（案）」については、経済産業大臣、環境大臣宛てにそれぞれ提出したいと考えております。以上で、提案理由の説明を終わります。

○議長（上野伸五）

　提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。本案３件は、会議規則第３６条第３項の規定により、いずれも委員会付託を省略いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案３件はいずれも委員会付託を省略することに決定いたしました。質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。採決いたします。「議員提出議案第７号　主要農作物種子法に代わる福岡県の独自条例制定を求める意見書の提出」、「議員提出議案第８号　高齢者の安全運転支援と移動手段の確保を求める意見書の提出」及び「議員提出議案第９号　太陽光発電の適切な導入に向けた制度設計と運用を求める意見書の提出」、以上３件について、いずれも原案どおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案３件はいずれも原案可決されました。

「報告第２９号　専決処分の報告（市道上の車両損傷事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解）」の報告を求めます。穂波支所経済建設課長。

○穂波支所経済建設課長（土師正信）

　「報告第２９号」の専決処分についてご報告いたします。この件につきましては、地方自治法第１８０条第１項の規定に基づき、車両損傷事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解について専決処分を行いましたので、同条第２項の規定により報告を行うものでございます。

議案書の１０７ページをお願いいたします。事故の概要につきましてご説明いたします。令和元年５月１５日、水曜日、午後２時３０分ごろ、弁分地内で穂波支所経済建設課職員が除草作業中、刈払機で小石をはね、市道走行中の相手方車両の左側助手席ドアガラスを破損させたものでございます。相手方に人身傷害はございませんでした。本件事故につきましては、市の過失割合を１００％とし、市が相手方に修理費用として、損害賠償金２４万７０３０円を支払うことで、令和元年７月１８日に示談が成立しております。また、今後の対策としましては、刈払機作業マニュアルに従って指導と周知の徹底を行い、再発防止を図りたいと思います。以上、簡単ですが、専決処分の報告を終わります。

○議長（上野伸五）

　報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

「報告第３０号　専決処分の報告（車両損傷事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解）」の報告を求めます。環境対策課長。

○環境対策課長（小村慎次）

　「報告第３０号　専決処分の報告（車両損傷事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解）」について報告いたします。議案書１０９ページをお願いいたします。この報告は、地方自治法第１８０条第１項の規定に基づき専決処分を行いましたので、同条第２項の規定により報告をするものです。

本件事故は、令和元年５月３０日、木曜日、午後３時５分ごろ、環境対策課職員が清掃工場クリーンセンター西門付近の除草作業中に、誤って刈払機で飛ばした小石が被害車両左側後部座席の窓ガラスに当たり損傷させたものでございます。この事故による和解につきましては、市側１００％の過失割合とし、損傷した相手方車両の修理費用５万２２８２円を相手方に支払うものです。今回事故の原因は、職員の安全管理等への対応が十分ではなかったことによるものが大きな要因でございます。当該職員に対しましては、今後このような事故を起こさないように厳重注意を行いました。また、他の職員につきましても、安全作業への注意喚起を行ったところではございますが、今後も機会あるごとに安全作業の確認を行い、再発防止に努めてまいります。以上、簡単ではございますが、報告を終わります。

○議長（上野伸五）

　報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

　（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

「報告第３１号　平成３０年度健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率の報告」を求めます。財政課長。

○財政課長（落合幸司）

　「報告第３１号」について、ご説明いたします。議案書の１１１ページをお願いいたします。「平成３０年度健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率の報告」につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定に基づき、報告するものでございます。

健全化判断比率の表に記載しております実質赤字比率につきましては、公営事業会計を除く普通会計における実質的な赤字の程度を示す指標で、連結実質赤字比率は、公営事業会計を含む全会計の赤字の程度を示す指標でございます。平成３０年度は公営事業会計の一部で赤字となりましたが、普通会計及び市の会計全体としては赤字となりませんでしたので、実質赤字比率、連結実質赤字比率ともに数値の記載はございません。

次に、実質公債費比率は、普通会計における地方債の元利償還金及び公債費に準ずる債務負担行為などの準元利償還金に充てる一般財源の程度を示す指標で、平成３０年度は４．３％となっており、前年度に比べ０．１ポイント悪化しております。これは、近年の大型事業の財源として借り入れした市債の元金償還開始に伴い、公債費が増加したことによるものでございます。将来負担比率は、普通会計におきまして、地方債残高のほか、公営事業や一部事務組合、公社や第３セクター等への負担も含め、将来、本市が負担すべき実質的な負債の程度を示す指標で、平成３０年度は１９．７％となっており、昨年度に比べ７．８ポイント減少しております。これは、主に過去に借り入れした市債の償還完了等により、市債残高が減少したことによるものでございます。なお、実質公債費比率、将来負担比率ともに早期健全化基準の数値を下回っております。

次に、公営企業の資金不足比率でございますが、これは公営企業会計ごとの事業規模に対する資金不足額の程度を示すもので、平成３０年度は、全ての公営企業会計において資金不足額はありませんでしたので、数値の記載はございません。以上で報告を終わります。

○議長（上野伸五）

　報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

　（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

署名議員を指名いたします。５番　土居幸則議員、２５番　古本俊克議員、よろしくお願いいたします。

以上をもちまして、本定例会の議事日程の全部を終了いたしましたので、これをもちまして、令和元年第４回飯塚市議会定例会を閉会いたします。大変長い間お疲れさまでした。

午後　０時２５分　散会

◎　出席及び欠席議員

　（　出席議員　２８名　）

１番　　上　野　伸　五

２番　　坂　平　末　雄

３番　　光　根　正　宣

４番　　奥　山　亮　一

５番　　土　居　幸　則

６番　　兼　本　芳　雄

７番　　金　子　加　代

８番　　川　上　直　喜

９番　　永　末　雄　大

１０番　　深　町　善　文

１１番　　田　中　武　春

１２番　　江　口　　　徹

１３番　　小　幡　俊　之

１４番　　守　光　博　正

１５番　　田　中　裕　二

１６番　　吉　松　信　之

１７番　　福　永　隆　一

１８番　　吉　田　健　一

１９番　　田　中　博　文

２０番　　鯉　川　信　二

２１番　　城　丸　秀　髙

２２番　　松　延　隆　俊

２３番　　瀬　戸　　　光

２４番　　平　山　　　悟

２５番　　古　本　俊　克

２６番　　佐　藤　清　和

２７番　　道　祖　　　満

２８番　　秀　村　長　利

◎　職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局長　　井　桁　政　則

議会事務局次長　　村　上　　　光

議事総務係長　　太　田　智　広

書記　　安　藤　　　良

議事調査係長　　岩　熊　一　昌

書記　　伊　藤　拓　也

書記　　今　住　武　史

◎　説明のため出席した者

市長　　片　峯　　　誠

副市長　　梶　原　善　充

教育長　　西　　　大　輔

企業管理者　　石　田　愼　二

総務部長　　久　世　賢　治

行政経営部長　　藤　中　道　男

　　都市施設整備推進室長　　山　本　雅　之

市民協働部長　　久　家　勝　行

市民環境部長　　永　岡　秀　作

経済部長　　諸　藤　幸　充

福祉部長　　實　藤　和　也

都市建設部長　　堀　江　勝　美

教育部長　　久　原　美　保

企業局長　　原　田　一　隆

公営競技事業所長　　浅　川　亮　一

福祉部次長　　石　松　美　久

都市建設部次長　　中　村　洋　一

財政課長　　落　合　幸　司

環境対策課長　　小　村　慎　次

穂波支所経済建設課長　　土　師　正　信

.